【資金決済に関する法律第２０条第１項に基づく前払式支払手段の払戻し】

四條畷共通商品券 払い戻しのご案内

２０２６年７月３１日に利用を終了した当組合発行の前払式支払手段について、次のとおり払戻しを行います。

1　払戻しを行う前払式支払手段発行者の名称　四條畷商業協同組合

2　払戻しを行う前払式支払手段の種類　四條畷共通商品券

3　払戻しの申出期間

２０２６年８月３日から２０２６年10月31日まで

※申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者はこの払戻しの手続きから除斥されます。

4　申出の方法

当組合に「四條畷共通商品券」を持参の上払戻しの申し出をしてください。
持参が困難な場合は、当組合が送付する「払戻し申出書」に必要事項を
記載の上、未使用の当該商品券を同封して郵送ください。
郵送費用は当組合が負担します。郵送の場合は、2026 年 10 月 31 日付の消印まで有効です。

5　払戻しの方法

持参による場合は当組合事務室にて現金をお支払いします。
郵送による場合は指定口座へ振込みとなります。
振込手数料は当組合が負担します。
※持参による場合は、必ず事前の連絡をお願いいたします。

ご注意
以下のものは払い戻しができません。
・商品券が偽造又は変造されたもの
・商品券の２分の１以上が滅失しているもの
・商品券の毀損が著しいもの

6　払戻しに関する問い合わせ先

【四條畷商業協同組合事務所】
〒575-0023 大阪府四條畷市楠公 1-12-19
電話 072-877-7070　※必ず事前の連絡をお願いいたします。
（受付時間は午後１時から午後５時まで。
土・日・祝と８月 12・13・14 日を除く）

２０２６年８月１日　四條畷商業協同組合